

別表 2 設置するのに適当でないエリア

| 法令名 | エリア（区域の名称等） | 理由 |
|--------------------------|--|---|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 不法投棄等により廃棄物が残置されている場所 | 太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となるため。 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区特別保護区 | 鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。 |
| 農地法 | 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地 | 優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区区域内の農地・採草放牧地 | 優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。 |
| 河川法 | 河川区域、河川保全区域、河川予定地 | 出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 |
| 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。 |
| 文化財保護法 | 重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等 | 復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。 |
| 埼玉県文化財保護条例 | 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、 県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡 | 復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。 |